

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
変更年度	令和 4 年度
計画主体	伊佐市

伊佐市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：伊佐市林務課

所在地：鹿児島県伊佐市菱刈前目 2106

電話番号：0995-23-1311

F A X 番号：0995-26-1202

メールアドレス：choutai@city.isa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	伊佐市一円

※カモは、マガモ、カガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オガガモ、ハシロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクマガモとする。

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度) (単位:千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	6,126千円 5.3ha
	小計	6,126千円 5.3ha
ニホンジカ	水稲	2,326千円 2.0ha
	針葉樹(スギ・ヒノキ)	23,487千円 19.7ha
	農産物被害:計	2,326千円 2.0ha
	林産物被害:計	23,487千円 19.7ha
小計	25,813千円 21.7ha	
ニホンザル		0千円 0ha
ノウサギ	ヒノキ(幼齢木)	451千円 0.3ha
	小計	451千円 0.3ha
カラス		0千円 0ha
カワラバト		0千円 0ha
スズメ		0千円 0ha
カモ		0千円 0ha
タヌキ		0千円 0ha
アナグマ		0千円 0ha
カワウ		0千円 0ha
ヒヨドリ		0千円 0ha
合計	農産物被害:計	8,451千円 7.4ha
	林産物被害:計	23,938千円 20.0ha
	合計	32,389千円 27.4ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

被害は3月から5月にかけてはタケノコ、6月から11月にかけては水稲（畦畔を含む。）やサツマイモなどに多く発生している。特に9月から11月の水稲の生育期から収穫期には、市内の国有林隣接地や山間部で多く発生している。

また、鳥獣保護区近辺での被害は深刻で、イノシシに荒らされた畦畔の復旧には相当な労力がかかることから、農業経営の意欲減退に繋がりがねない状況である。

②ニホンジカ

被害は年間を通じて、水稲・飼料作物の食害、人工林の剥皮被害、森林木の幼齢林の食害が発生している。

③ニホンザル

被害は8月から11月にかけて野菜や果樹などに発生している。特にカボチャなどの野菜類は、食害に加え、傷がついて商品価値が下がる被害もある

本城、針持地区で被害が多く発生しているが、被害額や被害面積は把握できていない。

④ノウサギ

被害は年間を通じて森林木の幼齢木の食害が発生しているが、被害額や被害面積は把握できていない。

⑤カラス

被害報告としては上げられていないが、5月から10月にかけての大豆・水稲に加え、年間を通じて畜産の飼料作物や家畜に対する被害が発生している。

⑥カワラバト

被害報告としてはあげられていないが、年間を通じて大豆などの雑穀や家畜の飼料に被害が発生している。

また、排せつ物による住宅地や牛舎への環境汚染被害も見られる。

⑦スズメ

被害は市内全域で8月から11月にかけて水稲に多く発生しているが、被害額は把握できていない。

⑧カモ

被害報告としてはあげられていないが、被害は4月から7月にかけて川内川周辺の水稲苗の踏み倒しや飼料作物の食害が発生している。

⑨タヌキ

被害報告としてあげられてはいないものの、果樹やトウモロコシ・家庭菜園等の作物に被害発生しているが、生息数の減少に伴い、被害も減少している。

- ⑩アナグマ
被害報告としてはあげられていないが、被害はスイカやスイートコーン等の食害や踏み倒しが多く、増加傾向にある。
- ⑪カワウ
被害報告としてはあげられていないが、川魚の食害被害が発生しており、川内川漁協から捕獲の相談がある。
- ⑫ヒヨドリ
年次変動もあり、被害報告としてはあげられていないが、ブルーベリーの食害被害が発生しており、農家の方から相談がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標 (単位:千円/ha)

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）		軽減率(%)
イノシシ	6,126千円	5.3ha	4,288千円	3.7ha	30%
ニホンジカ	25,813千円	21.7ha	18,069千円	15.1ha	30%
ニホンザル	0千円	0ha	0千円	0ha	—
ノウサギ	451千円	0.3ha	316千円	0.2ha	30%
カラス	0千円	0ha	0千円	0ha	—
カワラバト	0千円	0ha	0千円	0ha	—
スズメ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
カモ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
タヌキ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
アナグマ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
カワウ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
ヒヨドリ	0千円	0ha	0千円	0ha	—
合計	32,389千円	27.4ha	22,672千円	19.2ha	30%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。
※ 四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策	課題
---------------	----

<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>捕獲隊を組織して市の捕獲指示により有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <p>猟免許取得講習会受講料の一部助成により、新規狩猟免許取得者の確保に努めている。</p> <p>箱わなを整備し、捕獲体制の強化を図っている。</p> <p>また、市の捕獲報償費の単価を適宜見直し行っている。</p> <p>【捕獲従事者数(延べ数)の推移】 H29年度 635人 H30年度 619人 R元年度 634人</p> <p>【緊急捕獲の交付実績】 H29年度 8,120,000円 H30年度 9,177,000円 R元年度 10,689,000円</p> <p>【国庫事業(推進事業)】 狩猟免許取得助成 H29年度 10人 H30年度 11人 R元年度 8人</p> <p>捕獲機材の導入 H29年度 箱わな(小) 2基 H30年度 箱わな(大) 1基 R元年度 箱わな(大) 1基</p>	<p>今後、高齢化等に伴い、捕獲隊員の減少が危惧されることから、捕獲従事者の確保が急務である。</p> <p>捕獲頭数は増加しているが、被害減少につながらない状況も見受けられる。</p> <p>市町越境したニホンザル群れの出没情報や相談が多く、隣接市町と連携した対応が必要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国の補助事業や市単独事業により、中山間地区全体を囲む侵入防止柵などを導入し、被害軽減に努めている。</p> <p>【国補助事業】 H29年度 ワイヤメッシュ柵 25,256m H30年度 ワイヤメッシュ柵 28,730m R元年度 ワイヤメッシュ柵 36,850m 電気柵 15,000m (3,000m × 5段)</p> <p>【市単独事業】 H29年度 電気柵 25,500m (3,500m × 2段)</p>	<p>侵入防止柵に導入については、地域ぐるみで取り組む必要がある。</p> <p>依然として、鳥獣被害軽減に向けて侵入防止柵設置を求める声が多いため、今後も地域ぐるみの話し合いにより、中山間地区を広く囲む侵入防止柵を設置していく必要がある。</p> <p>また、正しい侵入防止柵の設置や管理ができていない農家もあるため、広報や文書を作り周知する必要がある。</p>

	<p>(3,700m × 5段) ネット柵 1,000m H30年度 電気柵 5,800m (200m × 2段) (1,080m × 5段) ネット柵 1,700m R元年度 電気柵 11,400m (1,000m × 2段) (1,880m × 5段)</p> <p>侵入防止柵の管理については、各地区に管理組合を組織し、管理委託している。</p> <p>「広報いさ」や研修会等において、地域ぐるみにおける鳥獣対策を周知している。</p>	
--	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

侵入防護柵の設置等による鳥獣被害防止や猟友会との連携による個体調整を行うとともに、鳥獣被害防止に関する研修会などを実施し、地域ぐるみで被害減少に努める。

(今後の計画)

- ② 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けて取り組む。
- ② 研修会を開催し、収穫残さの適正な管理や放任果樹の除去など、市民の自衛対策の周知を図る。
- ③ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策や狩猟免許の推進を図る。
- ④ 補助事業を活用し、広域な侵入防止柵等の設置の推進を図る。
- ⑤ 有害鳥獣処理施設で処理した獣肉の販路確保に取り組む。
- ⑥ 広報誌等で侵入防止柵の正しい設置や管理の仕方についての周知を図る。
- ⑦ 被害地域についてパトロールを行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲隊	<p>市内7猟友会と連携し、伊佐市有害鳥獣対策協議会から承認を受けた有害鳥獣捕獲隊を地区毎に編成し、被害報告や被害予察に基づく捕獲活動を実施する。</p> <p>○有害鳥獣捕獲隊員数 215 人（令和2年度）</p> <p style="text-align: center;">【銃器 97 人、わな 118 人】</p> <p>大口猟友会 : 総数 36 人【銃器 14 人、わな 22 人】 山野猟友会 : 総数 39 人【銃器 12 人、わな 27 人】 羽月猟友会 : 総数 31 人【銃器 22 人、わな 9 人】 羽月西猟友会 : 総数 20 人【銃器 12 人、わな 8 人】 西太良猟友会 : 総数 11 人【銃器 5 人、わな 6 人】 菱刈猟友会 : 総数 53 人【銃器 21 人、わな 32 人】 本城猟友会 : 総数 25 人【銃器 11 人、わな 14 人】</p> <p style="text-align: center;">※ 銃器・わなの重複者は銃器人数に含む。</p>
鳥獣被害実施隊	<p>実施隊員は林務課を中心とする農林関係の市役所職員 26 人と民間隊員 2 人（有免許者）で構成し、被害地域のパトロールや被害状況の確認を行い、被害が発生した場合は有害鳥獣捕獲隊と連携し、捕獲・追い払い活動を実施する。</p>

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものにライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	<p>捕獲隊員の後継者育成を図るため、広報誌等を活用し、狩猟講習会への参加や狩猟免許の取得を促進する。</p> <p>特に、被害の多発する地区においては、農家を対象に網・わな免許取得のPRを実施する。</p>

令和4年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	捕獲機材の整備や捕獲技術向上のため、研修会や近隣市町村との意見交換会、一斉捕獲等を行う。 アナグマは捕獲機材が不足しているため、年次的に補充し、捕獲体制の強化に取り組む。
令和5年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①イノシシ</p> <p>捕獲実績は29年度：303頭、30年度：343頭、元年度：449頭と増加している。</p> <p>中山間地域において、イノシシの生息地が拡大しており、農作物への被害は増加傾向にあることから、捕獲計画数を1,000頭とし、被害防止を図る。</p>
<p>②ニホンジカ</p> <p>捕獲実績は29年度：1,010頭、30年度：1,353頭、元年度：1,520頭と捕獲頭数は増えているが、山間部を中心に多くの被害が発生していることから、捕獲計画数を2,200頭とし、被害防止を図ってきたところであるが、被害は依然として増加していることから、令和5年度から捕獲期間を年間を通して実施することとし、捕獲計画数を3,600頭に増頭し、被害の軽減を図る。</p> <p>(R2,3年度の捕獲実績：R2 1,886頭, R3 2,024頭)</p>
<p>③ニホンザル</p> <p>捕獲実績は29年度：5頭、30年度：0頭、元年度：1頭であるが、生息数の増加、市町境を超えた活動区域の拡大も推測され、被害増大も懸念されている。</p> <p>最近では群れから外れたサルが人家に出没し、市民に危害を及ぼすこともあり、狩猟期間中でも農作物の被害が予想されることから、捕獲計画数を15頭とする。</p>
<p>④ノウサギ</p> <p>過去3年間の捕獲実績はないが、森林木の幼齢木の食害が発生していることから、捕獲計画数を250頭とし、被害発生時に随時対応する。</p>

⑤カラス

捕獲実績は29年度：21羽、30年度：44羽、元年度：29羽となっているが、今後も家畜、飼料作物への被害が予想されることから、捕獲計画数を600羽とする。

⑥カワラバト

捕獲実績は29年度：16羽、30年度：5羽、元年度：96羽となっているが、今後も家畜、飼料作物、畜舎等施設へのふん害の被害が予想されることから、捕獲計画数を300羽とする。

⑦スズメ

過去3年間の捕獲実績はないが、水稻等への被害は継続して発生しており、農家から被害報告等もあることから、捕獲計画数を300羽とし、各猟友会、地区の状況を見て対応する。

⑧カモ

捕獲実績は29年度：0羽、30年度：8羽、元年度：7羽となっているが、今後も水稻苗の踏み倒しや飼料作物への被害の発生が予測されることから、捕獲計画数を100羽とする。

⑨タヌキ

捕獲実績は29年度：90頭、30年度：142頭、元年度：153頭である。

果樹や家庭菜園作物等の被害報告が増加していることから、捕獲計画数を300頭とし、被害軽減に努める。

⑩アナグマ

捕獲実績は29年度：380頭、30年度：535頭、元年度：330頭と年度により増減があるが、野菜や果樹への被害が増加していることから、捕獲計画数を800頭とし、被害軽減に努める。

⑪カワウ

捕獲実績は29年度：0羽、30年度：7羽、元年度：2羽であるが、川内川に生息する川魚の食害が発生しており、今後も被害の増加が予想されることから、捕獲計画数を100羽とする。

⑫ヒヨドリ

過去3年間の捕獲実績はないが、果樹や野菜への被害は継続して発生しており、農家からの被害報告等もあることから、捕獲計画数を100羽とし、各猟友会、地区の状況を見て対応する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭

ニホンジカ	2,200頭	2,200頭	3,600頭
ニホンザル	15頭	15頭	15頭
ノウサギ	250羽	250羽	250羽
カラス	600羽	600羽	600羽
カワラバト	300羽	300羽	300羽
スズメ	300羽	300羽	300羽
カモ	100羽	100羽	100羽
タヌキ	300頭	300頭	300頭
アナグマ	800頭	800頭	800頭
カワウ	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>【捕獲の手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で、捕獲隊により、銃器、わなを使用し捕獲を実施。 ・実施隊によるパトロールを行う。 <p>【実施時期】</p> <p>サル、イノシシ、ニホンジカは通年、その他獣種については4月1日～10月31日、翌年の3月16日～31日の期間において、農作物の収穫時期、被害発生が予期される時期を重点に実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものにライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林

水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

・市単独事業

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 34,500m (1,000m×2段) (6,500m×5段)	電気柵 34,500m (1,000m×2段) (6,500m×5段)	電気柵 34,500m (1,000m×2段) (6,500m×5段)

・県補助事業(国庫事業)

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 15,000m 電気柵 25,500m (5,100m×5段)	ワイヤーメッシュ柵 25,000m 電気柵 25,000m (5,000m×5段)	ワイヤーメッシュ柵 25,000m 電気柵 25,000m (5,000m×5段)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	ニホンザルについては、農家など地域住民に習性を理解してもらい、集落単位で追い払いなどの取組ができるように体制づくりを推進する。
令和4年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	イノシシ・ニホンジカについては、侵入防止柵を整備計画に基づき整備する。 その他鳥獣については、侵入防止柵の補助事業はないが、被害の対処法について助言を行う。
令和5年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

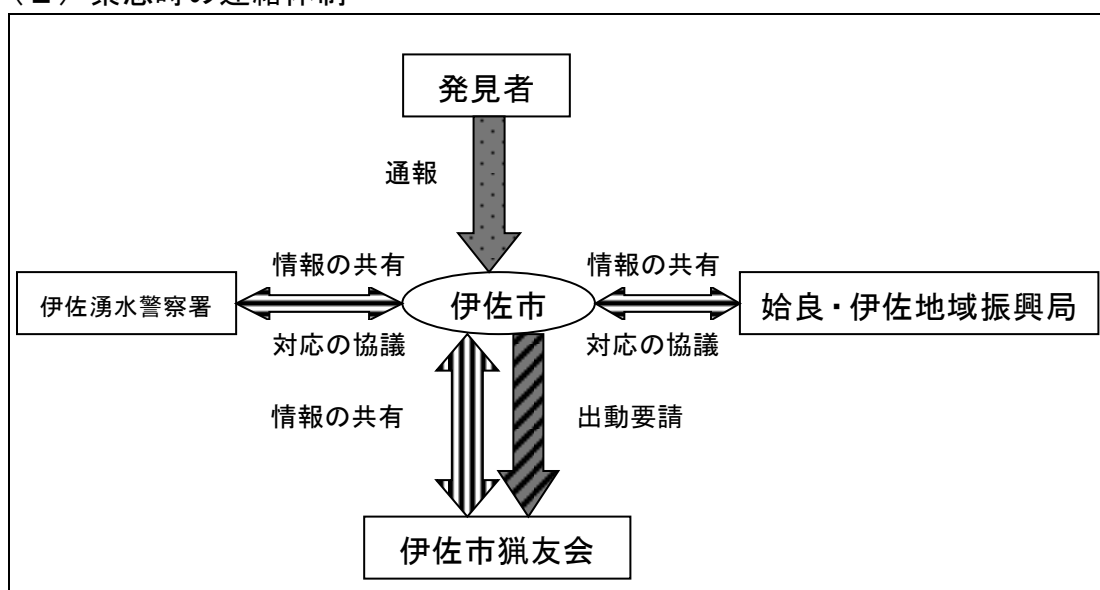
関係機関等の名称	役割
伊佐市役所林務課 (伊佐市鳥獣被害実施隊)	伊佐市民から鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害連絡があった場合は、直ちに関係機関(警察署・猟友会・実施隊民間隊員)と連絡調整を行い住民の安全確保と対象鳥獣の捕獲に努める。
始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
伊佐湧水警察署	市民から要請を受け、直ちに現場に直行し住民の安全確保に努める。
伊佐市猟友会	7猟友会のうち、その区域の猟友会長は市からの出動要請後、直ちに現場に直行し対象鳥獣の捕獲に努める。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設などにより処分を行う事とする。
なお、イノシシ、シカについては、11～2月に捕獲した個体は、伊佐市有害鳥獣処理施設へ搬入する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

一部のニホンジカ・イノシシについては、伊佐市有害鳥獣処理施設において、解体処理し、精肉は食品衛生法の許可を得て市内の直売所（ニシムタ・JA直売所・田中農産物直売所・まごし市場）などで販売する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊佐市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
伊佐市役所林務課 (伊佐市鳥獣被害実施隊)	事務局を担当し、協議会に関する事務連絡を行う。また、農林業関係者・民間隊員による実施隊を編成し、現地パトロールや被害調査、被害対策の推進を行う。
北さつま農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や情報提供、被害防止技術の情報交換などを行う。
かごしま中部農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊佐森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊佐湧水警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
北薩森林管理所	国有林に関する情報提供や被害防止技術の情報交換などを行う。
大口・山野・羽月・羽月西・西太良・菱刈・本城猟友会	有害鳥獣関連情報の提供や鳥獣の捕獲の実施を行う。
伊佐市鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供や鳥獣の保護に関

	する業務を行う。
--	----------

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。
鹿児島県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。
始良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成20年11月1日（民間隊員設置：平成29年2月1日）
構成：市職員26名、民間隊員2名（猟友会）
目的：有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置その他伊佐市鳥獣被害防止計画に基づく取組を適切に実施することを目的とする。
活動内容：被害防止に対する企画立案、鳥獣の発生状況及び被害発生時期の調査並びに分析、鳥獣被害防止技術などの向上及び普及指導

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間地域においては、集落で電気柵等の侵入防止柵の設置や管理、地区周辺の見回り等に取り組む。
狩猟免許取得講習会費用の補助を行い、狩猟免許取得者の確保を図る。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

高齢化による有害鳥獣捕獲隊員の減少が懸念されることから、狩猟免許

所持者（有害鳥獣捕獲隊員）を確保するための広報活動等に取り組む。また、被害防止対策に関して、始良・伊佐地域振興局と連携して情報交換会や現地研修会を開催する。

（注）その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 20 年度（1 期）	—
平成 24 年度（2 期）	平成 24 年 8 月 24 日
平成 26 年度（3 期）	平成 27 年 3 月 30 日
平成 29 年度（4 期）	平成 30 年 3 月 23 日
令和 2 年度（5 期）	令和 3 年 3 月 31 日